

証券コード 7114  
2024年6月7日  
(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都中央区勝どき三丁目3番7号  
株式会社フーディソン  
代表取締役CEO 山 本 徹

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://foodison.jp/ir/stock/meeting/>

### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フーディソン」又は「コード」に当社証券コード「7114」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月21日（金曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

### 〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月24日（月曜日）午前9時半（受付開始午前9時）  
2. 場 所 東京都港区高輪二丁目21番42号  
TokyoYard Building 6階  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式およびストック・オプション）の導入の件

### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結注記表」

③ 計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://foodison.jp/>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

# 事業報告

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済環境は、経済活動の正常化を背景に景気は緩やかに回復してきております。一方で、海外においてはロシア・ウクライナ情勢の長期化や日米の金利格差による円安の影響など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する食産業においては、コロナ禍で大きく落ちた個人消費水準も回復しつつあります。しかしながら、長期化する原材料費や光熱費の高騰など事業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっております。

このような事業環境のなか、当社グループは、「世界の食をもっと楽しく」をミッションに、「生鮮流通に新しい循環を」をビジョンに掲げ、事業に取り組んでまいりました。BtoBコマースサービスでは、新規・休眠ユーザーの掘り起こしなどアクティブユーザー数増加に向けての取り組み、BtoCコマースサービスではマーチャンダイジングの改善、HRサービスでは飲食店向けの営業を強化するなど、各サービスにおいて事業規模拡大に向けた戦略を実行してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,351,673千円（前連結会計年度比20.3%増）、営業利益は196,233千円（前連結会計年度比43.7%増）、経常利益は196,373千円（前連結会計年度比40.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は191,731千円（前連結会計年度比90.0%増）となりました。

主要なサービス別の概況は以下のとおりであります。当社グループは生鮮流通プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておらず、サービス別に区分して記載しております。

① BtoBコマースサービス

当連結会計年度における売上高は4,979,939千円（前連結会計年度比25.2%増）となりました。

魚ポチのアクティブユーザー数及びARPUが堅調に推移した結果、売上高は前連結会計年度と比較して増加いたしました。

② BtoCコマースサービス

当連結会計年度における売上高は1,002,342千円（前連結会計年度比6.5%増）となりました。

2023年9月に1店舗閉店したものの2023年4月に1店舗開店した結果、売上高は前連結会計年度と比較して増加いたしました。なお、当連結会計年度末において8店舗を運営しております。

③ HRサービス

当連結会計年度における売上高は369,391千円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。

既存エリアにおけるスーパー・小売店への営業に加え飲食店への営業も進捗した結果、売上高は前連結会計年度と比較して増加いたしました。

サービス別売上高

| 事業区分         | 第10期<br>(2023年3月期)<br>(前連結会計年度) |       | 第11期<br>(2024年3月期)<br>(当連結会計年度) |       | 前連結会計年度比    |       |
|--------------|---------------------------------|-------|---------------------------------|-------|-------------|-------|
|              | 金額                              | 構成比   | 金額                              | 構成比   | 金額          | 増減率   |
| BtoBコマースサービス | 3,976,627千円                     | 75.4% | 4,979,939千円                     | 78.4% | 1,003,311千円 | 25.2% |
| BtoCコマースサービス | 941,431                         | 17.8  | 1,002,342                       | 15.8  | 60,948      | 6.5   |
| H R サービス     | 358,342                         | 6.8   | 369,391                         | 5.8   | 11,049      | 3.1   |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は46,595千円で、その主なものは、BtoBコマースサービスにおける新物流拠点であるフルフィルメントセンターの稼働に伴う敷金並びにBtoCコマースサービスにおけるsakana bacca店舗の内装工事及びショーケース等の備品であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、ストック・オプションの行使に伴う新株式の発行により61,600千円の調達を行いました。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                             | 第8期<br>(2021年3月期) | 第9期<br>(2022年3月期) | 第10期<br>(2023年3月期) | 第11期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年3月期) |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (千円)                        | 2,955,671         | 3,592,211         | 5,279,487          | 6,351,673                       |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)             | △58,610           | △8,197            | 139,693            | 196,373                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円) | △64,430           | △12,802           | 100,916            | 191,731                         |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)       | △17.51            | △3.48             | 25.97              | 43.10                           |
| 総資産 (千円)                        | 1,439,295         | 1,537,218         | 3,017,414          | 3,407,786                       |
| 純資産 (千円)                        | 402,140           | 389,337           | 1,943,629          | 2,196,961                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                   | △340.33           | △347.81           | 441.19             | 484.95                          |

- (注) 1. 当社では、第10期より連結計算書類を作成しておりますが、第8期より金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として掲載しております。
2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第8期及び第9期の1株当たり純資産額は、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第8期<br>(2021年3月期) | 第9期<br>(2022年3月期) | 第10期<br>(2023年3月期) | 第11期<br>(当事業年度)<br>(2024年3月期) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (千円)                  | 2,929,308         | 3,572,359         | 5,264,869          | 6,337,505                     |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)       | △58,924           | △8,334            | 139,482            | 187,552                       |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)     | △64,572           | △12,909           | 100,810            | 200,011                       |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円) | △17.55            | △3.51             | 25.94              | 44.96                         |
| 総資産 (千円)                  | 1,458,823         | 1,561,428         | 3,046,651          | 3,445,884                     |
| 純資産 (千円)                  | 402,352           | 389,443           | 1,943,629          | 2,205,240                     |
| 1株当たり純資産額 (円)             | △340.27           | △343.78           | 441.19             | 486.78                        |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第8期及び第9期の1株当たり純資産額は、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容     |
|--------------|---------|----------|-------------|
| 株式会社フーディソン大田 | 5,000千円 | 100.0%   | 食品の流通業及び販売業 |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

##### ① サービス機能の拡充

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、サービスの質を担保することで競争優位性を維持していく必要があります。各サービスにおいて顧客視点に立ったデータの活用やユーザビリティの向上を目指し、AIや機械学習の活用やIoT（モノのインターネット）などの先端技術への投資を行い、サービスの拡充に取り組んでまいります。

##### ② 優秀な人材の採用と組織体制の強化

当社グループは、今後の事業拡大のためには、優秀な人材の採用とそれらの人材がモチベーション高く働ける組織体制の整備が重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行なっていくとともに、従業員が中長期で働きやすい環境の整備や社員の能力向上を目的とした育成の仕組化の強化等の人事制度の構築を実施してまいります。

##### ③ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のためのコーポレート・ガバナンスの強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公平性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

##### ④ 利益及びキャッシュ・フローの定常的な創出

当社グループは、事業拡大を目指した人材獲得、物流拠点の確保、認知度向上施策などを積極的に進めております。当社グループの売上高の過半を占めるBtoBコマースサービスは、当社グループが複数年にわたり継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型の構造にありますが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。先行投資として計上される採用人件費や広告宣伝費等は、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能になるため、売上高の増加によって収益性の向上に努め、利益及びキャッシュ・フローを定常的に創出できる体制を目指す方針です。

##### ⑤ 健全な財務基盤の構築

当社グループは、これまで事業拡大のための資金として自己資金及び金融機関からの借入を行い充当してまいりました。今後も必要資金のリスクプロファイルに応じて、自己資金と借入を柔軟に選択し、充当していくことを基本方針としており、資金調達方法の多様化と機動力を保つために、引き続き金融機関と良好な関係を維持してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業区分         | 事業内容          |
|--------------|---------------|
| BtoBコマースサービス | 飲食店等への食品等の卸売  |
| BtoCコマースサービス | 一般消費者への鮮魚等の小売 |
| H R サービス     | 食品事業者への労働者の紹介 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

|              |                                                 |         |
|--------------|-------------------------------------------------|---------|
| 本 社          | 東京都中央区                                          |         |
| 店 舗          | sakana bacca 中目黒<br>sakana bacca 都立大学           | 東京都目黒区  |
|              | sakana bacca 中延<br>sakana bacca 五反田             | 東京都品川区  |
|              | sakana bacca エキュート品川店<br>sakana bacca 新橋        | 東京都港区   |
|              | sakana bacca グランスタ東京店<br>sakana bacca グランスタ丸の内店 | 東京都千代田区 |
| 加 工 場        | sakana bacca TABLE工場                            | 東京都品川区  |
| フルフィルメントセンター | 東京都大田区                                          |         |

② 子会社

|              |             |
|--------------|-------------|
| 株式会社フーディソン大田 | 本社 (東京都大田区) |
|--------------|-------------|

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|-------------|-------------|
| 生鮮流通プラットフォーム事業 | 102 (147) 名 | 1名増 (14名増)  |
| 合計             | 102 (147)   | 1名増 (14名増)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、生鮮流通プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 102 (90) 名 | 1名増 (9名増) | 37.2歳 | 4.6年   |

- (注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 414,830千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 40,000    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 16,000    |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- |            |             |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 14,715,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,530,340株  |
| ③ 株主数      | 1,561名      |
| ④ 大株主      |             |

| 株主名                             | 持株数        | 持株比率  |
|---------------------------------|------------|-------|
| 山本徹                             | 1,942,147株 | 42.9% |
| 株式会社リープラジャパン                    | 640,000    | 14.1  |
| 株式会社日本カストディ銀行<br>(信託口)          | 375,200    | 8.3   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会<br>社 (信託口)    | 260,900    | 5.8   |
| 野村信託銀行株式会社 (投信口)                | 143,200    | 3.2   |
| SBI AI&Blockchain<br>投資事業有限責任組合 | 120,000    | 2.6   |
| グローバル・ブレイン5号<br>投資事業有限責任組合      | 80,600     | 1.8   |
| 株式会社ミロク情報サービス                   | 68,300     | 1.5   |
| 三菱UFJキャピタル5号<br>投資事業有限責任組合      | 58,823     | 1.3   |
| 谷村格                             | 32,000     | 0.7   |

(注) 当社は、自己株式を59株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第 4 回新株予約権                                     | 第 5 回新株予約権                             |
|------------------------|-------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2015年9月28日                                     | 2016年11月25日                            |
| 新株予約権の数                |                   | 32,000個                                        | 84個                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 32,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 | 普通株式 84株<br>(新株予約権1個につき1株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                    |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>650円<br>(1株当たり 650円)             | 新株予約権1個当たり<br>650円<br>(1株当たり 650円)     |
| 権利行使期間                 |                   | 2017年12月1日から<br>2025年8月31日まで                   | 2018年11月30日から<br>2026年10月29日まで         |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                            | (注)                                    |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 84個<br>目的となる株式数 84株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 32,000個<br>目的となる株式数 32,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名   |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名   |

|                        |                   | 第9回新株予約権                                     | 第10回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年5月21日                                   | 2018年10月29日                                    |
| 新株予約権の数                |                   | 8,500個                                       | 29,616個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 8,500株<br>(新株予約権1個につき1株)                | 普通株式 29,616株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>650円<br>(1株当たり 650円)           | 新株予約権1個当たり<br>650円<br>(1株当たり 650円)             |
| 権利行使期間                 |                   | 2020年5月26日から<br>2028年4月25日まで                 | 2020年10月30日から<br>2028年9月29日まで                  |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                          | (注)                                            |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 8,500個<br>目的となる株式数 8,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 29,616個<br>目的となる株式数 29,616株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |

|                        |                   | 第13回新株予約権                                    | 第15回新株予約権                                      |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2019年6月18日                                   | 2021年2月24日                                     |
| 新株予約権の数                |                   | 8,000個                                       | 18,000個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 8,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                 |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>700円<br>(1株当たり 700円)           | 新株予約権1個当たり<br>700円<br>(1株当たり 700円)             |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年6月19日から<br>2029年6月18日まで                 | 2023年2月25日から<br>2031年2月24日まで                   |
| 行使の条件                  |                   | (注)                                          | (注)                                            |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 8,000個<br>目的となる株式数 8,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 18,000個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名           |

(注) 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。
- ③ 新株予約権者は、新株予約権の行使においては、下記 (a) と (b) において定める期間区分（以下「本期間区分」という。）に従って、その一部又は全部を行使することができることとする。また、株式公開の日が 2024年2月28日以降に属する場合は、本期間区分にかかわらず、割当てられた新株予約権全部を行使できるものとする。なお、行使可能な上限数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げた数とする。

- (a) 株式公開の日から起算して1年を経過する日まで割当てられた新株予約権の個数の50%以下
  - (b) 株式公開の日から起算して1年経過した日以後割当てられた新株予約権の個数の100%
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                    |
|----------|-------|-------------------------------------------------|
| 代表取締役CEO | 山本 徹  | 株式会社フーディソン大田 代表取締役                              |
| 取締役CFO   | 内藤 直樹 | 経営管理部長                                          |
| 取締役      | 谷村 格  | エムスリー株式会社 代表取締役                                 |
| 取締役      | 福武 英明 | efu Investment Limited Director                 |
| 常勤監査役    | 池田 智  |                                                 |
| 監査役      | 中川 紘平 | NEXAGE法律事務所<br>弁護士                              |
| 監査役      | 渡邊 慎也 | 公認会計士・税理士渡邊慎也事務所 代表<br>東光監査法人 代表社員<br>公認会計士、税理士 |

- (注) 1. 取締役谷村格氏及び取締役福武英明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役池田智氏、監査役中川紘平氏及び監査役渡邊慎也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役渡邊慎也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、社外取締役谷村格氏、社外取締役福武英明氏および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日        | 退任事由 | 担当及び重要な兼職の状況                |
|-------|------------|------|-----------------------------|
| 諸藤 周平 | 2023年6月29日 | 任期満了 | 社外取締役<br>株式会社リープラジャパン 代表取締役 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員並びに当社子会社の取締役、執行役員及び管理職であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は以下のとおりです。

当社は、取締役の報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置付けるものであります。取締役の報酬は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、当社の企業文化と整合するような報酬体系とし、報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬により構成しております。ただし、非執行である社外取締役に対しては独立した立場から客観的に当社経営を監督する役割を考慮し、基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬の報酬決定プロセスについては、事前に社外役員に対して個人別の報酬内容に関する意見を求めた後、会社の業績の状況、経済情勢、その他各種の要素を勘案して、社外取締役及び社外監査役を含む取締役会において審議・決定します。

監査役の報酬等は、基本報酬のみで構成します。株主総会で決議された限度額を上限に、常勤・非常勤の別、各監査業務の分担の状況、経歴、実績その他各種の要素を勘案して、監査役会にて決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、事前に社外役員に対して個人別の報酬内容に関する意見を求めた後、会社の業績の状況、経済情勢、その他各種の要素を勘案して、社外取締役及び社外監査役を含む取締役会において審議・決定しており、その内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |            |            | 対象となる<br>役員の員数 |
|--------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|----------------|
|                    |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬等    | 非金銭報酬等     |                |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 24,900千円<br>(900) | 24,900千円<br>(900) | －千円<br>(－) | －千円<br>(－) | 3名<br>(1)      |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 7,440<br>(7,440)  | 7,440<br>(7,440)  | －          | －          | 3<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 32,340<br>(8,340) | 32,340<br>(8,340) | －<br>(－)   | －<br>(－)   | 6<br>(4)       |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2022年8月31日開催の第9期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております(ただし、使用人分給与は含まない。)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の第3期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
3. 当事業年度末現在の員数は、取締役4名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の対象となる役員の員数と相違しているのは、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地位  | 氏名    | 兼職する法人等                    | 兼職の内容      |
|-----|-------|----------------------------|------------|
| 取締役 | 谷村 格  | エムスリー株式会社                  | 代表取締役      |
| 取締役 | 福武 英明 | efu Investment Limited     | Director   |
| 監査役 | 池田 智  | －                          | －          |
| 監査役 | 中川 紘平 | NEXAGE法律事務所                |            |
| 監査役 | 渡邊 慎也 | 公認会計士・税理士渡邊慎也事務所<br>東光監査法人 | 代表<br>代表社員 |

(注) 当社とエムスリー株式会社、efu Investment Limited、NEXAGE法律事務所、公認会計士・税理士渡邊慎也事務所及び東光監査法人との間に取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 谷村 格  | <p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。</p> <p>戦略コンサルティングファームにおける経験や上場企業の代表取締役としての豊富な経験や実績をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するための適切な役割を果たしております。</p> |
| 取締役 福武 英明 | <p>2023年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。</p> <p>企業経営者としての企業経営に関する幅広い知見と豊富な経験をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど、当社のコーポレート・ガバナンスを強化するための適切な役割を果たしております。</p>    |
| 監査役 池田 智  | <p>当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。</p> <p>企業経営者としての豊富な経験や、監査役としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>       |
| 監査役 中川 紘平 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な実務経験及びこれらに基づく高い見識のもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>                    |
| 監査役 渡邊 慎也 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての豊富な実務経験及びこれらに基づく高い見識のもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。</p>              |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 25,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000   |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### ⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしていませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現在においては事業が成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、業容拡大と効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、株主総会の決議により毎年3月31日を基準日として年1回実施することを基本方針としておりますが、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 3,089,506 | 流動負債          | 877,625   |
| 現金及び預金    | 2,341,730 | 買掛金           | 297,814   |
| 売掛金       | 571,990   | 1年内返済予定の長期借入金 | 284,990   |
| 商品        | 133,986   | リース債務         | 3,736     |
| 貯蔵品       | 1,057     | 未払金           | 86,979    |
| 未収入金      | 11,717    | 未払費用          | 86,920    |
| その他       | 29,380    | 未払法人税等        | 32,585    |
| 貸倒引当金     | △356      | 契約負債          | 28,444    |
| 固定資産      | 318,279   | 返金負債          | 2,765     |
| 有形固定資産    | 218,226   | その他           | 53,390    |
| 建物及び構築物   | 183,178   | 固定負債          | 333,198   |
| 機械装置及び運搬具 | 698       | 長期借入金         | 185,840   |
| 工具、器具及び備品 | 22,668    | リース債務         | 9,935     |
| リース資産     | 11,679    | 資産除去債務        | 136,588   |
| 無形固定資産    | 1,259     | その他           | 835       |
| 商標権       | 541       | 負債合計          | 1,210,824 |
| ソフトウェア    | 718       | (純資産の部)       |           |
| 投資その他の資産  | 98,793    | 株主資本          | 2,196,961 |
| 繰延税金資産    | 12,806    | 資本金           | 857,562   |
| その他       | 89,220    | 資本剰余金         | 1,644,661 |
| 貸倒引当金     | △3,233    | 利益剰余金         | △305,113  |
| 資産合計      | 3,407,786 | 自己株式          | △149      |
|           |           | 純資産合計         | 2,196,961 |
|           |           | 負債純資産合計       | 3,407,786 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 6,351,673 |
| 売上原価            | 4,059,402 |
| 売上総利益           | 2,292,271 |
| 販売費及び一般管理費      | 2,096,037 |
| 営業利益            | 196,233   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 22        |
| 受取保険金           | 424       |
| 講演料等収入          | 1,154     |
| 違約金収入           | 2,000     |
| その他             | 313       |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 3,611     |
| その他             | 162       |
| 経常利益            | 196,373   |
| 特別利益            |           |
| 固定資産受贈益         | 41,122    |
| 特別損失            |           |
| 固定資産除却損         | 93        |
| 減損損失            | 5,575     |
| 店舗閉鎖損失          | 2,195     |
| 税金等調整前当期純利益     | 229,631   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 36,867    |
| 法人税等調整額         | 1,032     |
| 当期純利益           | 191,731   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 191,731   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|---------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高         | 826,762 | 1,613,861 | △496,845  | △149    | 1,943,629   |
| 当連結会計年度変動額          |         |           |           |         |             |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | 30,800  | 30,800    |           |         | 61,600      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 |         |           | 191,731   |         | 191,731     |
| 当連結会計年度変動額合計        | 30,800  | 30,800    | 191,731   | -       | 253,331     |
| 当連結会計年度末残高          | 857,562 | 1,644,661 | △305,113  | △149    | 2,196,961   |

|                     | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高         | 1,943,629 |
| 当連結会計年度変動額          |           |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | 61,600    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 191,731   |
| 当連結会計年度変動額合計        | 253,331   |
| 当連結会計年度末残高          | 2,196,961 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産      | 2,979,550 | 流動負債          | 910,634   |
| 現金及び預金    | 2,271,894 | 買掛金           | 376,117   |
| 売掛金       | 571,975   | 1年内返済予定の長期借入金 | 284,990   |
| 商品        | 97,376    | リース債務         | 3,032     |
| 貯蔵品       | 1,057     | 未払金           | 86,360    |
| 前払費用      | 25,885    | 未払費用          | 73,156    |
| 未収入金      | 11,717    | 未払法人税等        | 19,052    |
| 貸倒引当金     | △356      | 未払消費税等        | 17,436    |
| 固定資産      | 466,334   | 契約負債          | 28,444    |
| 有形固定資産    | 211,432   | 預り金           | 18,293    |
| 建物        | 178,731   | 返金負債          | 2,765     |
| 車両運搬具     | 473       | その他           | 984       |
| 工具、器具及び備品 | 21,457    | 固定負債          | 330,009   |
| リース資産     | 10,769    | 長期借入金         | 185,840   |
| 無形固定資産    | 1,259     | リース債務         | 9,452     |
| 商標権       | 541       | 資産除去債務        | 133,881   |
| ソフトウェア    | 718       | その他           | 835       |
| 投資その他の資産  | 253,642   | 負債合計          | 1,240,643 |
| 関係会社株式    | 0         | (純資産の部)       |           |
| 関係会社長期貸付金 | 200,000   | 株主資本          | 2,205,240 |
| 繰延税金資産    | 17,042    | 資本金           | 857,562   |
| 敷金及び保証金   | 78,305    | 資本剰余金         | 1,644,661 |
| 破産更生債権等   | 3,233     | 資本準備金         | 1,644,661 |
| その他       | 996       | 利益剰余金         | △296,833  |
| 貸倒引当金     | △45,935   | その他利益剰余金      | △296,833  |
| 資産合計      | 3,445,884 | 繰越利益剰余金       | △296,833  |
|           |           | 自己株式          | △149      |
|           |           | 純資産合計         | 2,205,240 |
|           |           | 負債純資産合計       | 3,445,884 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 6,337,505 |
| 売 上 原 価                 |        | 4,304,889 |
| 売 上 総 利 益               |        | 2,032,615 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,911,770 |
| 営 業 利 益                 |        | 120,845   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 2,027  |           |
| 関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 64,656 |           |
| そ の 他                   | 3,747  | 70,431    |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 3,561  |           |
| そ の 他                   | 162    | 3,724     |
| 経 常 利 益                 |        | 187,552   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 固 定 資 産 受 贈 益           | 41,122 | 41,122    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 93     |           |
| 減 損 損 失                 | 5,575  |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失             | 2,195  | 7,864     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 220,810   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 23,335 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,536 | 20,798    |
| 当 期 純 利 益               |        | 200,011   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |              |                  |                                        |                  |         |                | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|--------------|------------------|----------------------------------------|------------------|---------|----------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金    |                  | 利 益 剰 余 金                              |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |              |
|                         |         | 資 本<br>準 備 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                |              |
| 当 期 首 残 高               | 826,762 | 1,613,861    | 1,613,861        | △496,845                               | △496,845         | △149    | 1,943,629      | 1,943,629    |
| 当 期 変 動 額               |         |              |                  |                                        |                  |         |                |              |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 30,800  | 30,800       | 30,800           |                                        | —                |         | 61,600         | 61,600       |
| 当 期 純 利 益               |         |              |                  | 200,011                                | 200,011          |         | 200,011        | 200,011      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 30,800  | 30,800       | 30,800           | 200,011                                | 200,011          | —       | 261,611        | 261,611      |
| 当 期 末 残 高               | 857,562 | 1,644,661    | 1,644,661        | △296,833                               | △296,833         | △149    | 2,205,240      | 2,205,240    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社フーディソン  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 島 | 村 | 哲 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 | 原 | 選 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フーディソンの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フーディソン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社フーディソン

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 島 村 哲

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 原 選

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フーディソンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように遊離した事項及び当該取引が当社の利益を害さなかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認めません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社フーディソン 監査役会  
常勤監査役（社外監査役）池田 智 ⑩  
監査役（社外監査役）中川 紘平 ⑩  
監査役（社外監査役）渡邊 慎也 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の早期健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的に、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

つきましては、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充てることについて、下記のとおりご提案いたします。

なお、本議案は、発行済株式数を変更することなく、資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主各位のご所有株式数に影響を及ぼすものではございません。

また、当社の純資産額にも変更はございませんので、1株あたり純資産額にも変更が生じるものではございません。

### 1. 資本準備金の額の減少の理由

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を1,644,661,500円のうち、1,644,661,500円を減少いたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額1,644,661,500円をその他資本剰余金に振り替えます。

#### (3) 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2024年7月27日

### 2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金の額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目およびその額

|          |              |
|----------|--------------|
| その他資本剰余金 | 296,833,747円 |
|----------|--------------|

#### (2) 増加する剰余金の項目およびその額

|         |              |
|---------|--------------|
| 繰越利益剰余金 | 296,833,747円 |
|---------|--------------|

#### (3) 剰余金の処分が効力を生じる日

2024年7月27日

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | やま もと とおる<br>山 本 徹<br>(1978年11月1日)    | 2001年4月 株式会社ゴールドクレスト入社<br>2002年10月 合資会社エス・エム・エス（現株式会社エス・エム・エス）入社<br>2003年4月 同社取締役<br>2013年4月 当社設立代表取締役CEO（現任）<br>2019年3月 株式会社フーディソン大田代表取締役（現任） | 1,942,147株     |
| 2         | ない どう なお き<br>内 藤 直 樹<br>(1982年9月30日) | 2006年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>2016年10月 当社入社<br>2018年10月 当社取締役CFO兼経営管理部長（現任）                                                         | 23,800株        |
| 3         | たに むら いたる<br>谷 村 格<br>(1965年2月10日)    | 1987年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社<br>1999年12月 同社パートナー<br>2000年9月 ソネット・エムスリー株式会社（現エムスリー株式会社）代表取締役（現任）<br>2015年10月 当社社外取締役（現任）                          | 32,000株        |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | ふく たけ ひで あき<br>福 武 英 明<br>(1977年5月14日)   | 2000年4月 株式会社キーエンス入社<br>2006年2月 株式会社エス・エム・エス入社<br>2009年2月 efu Investment Limited<br>Director (現任)<br>2012年12月 公益財団法人福武財団代表理事<br>(副理事長)<br>2014年6月 株式会社ベネッセホールディン<br>グス社外取締役<br>2021年6月 同社非業務執行取締役 (現任)<br>2023年1月 公益財団法人福武財団代表理事<br>(理事長) (現任)<br>2023年6月 当社社外取締役 (現任) | 4,900株         |
| 5         | ※<br>の ち はる な<br>野 地 春 菜<br>(1985年2月19日) | 2007年4月 三菱UFJ証券株式会社 (現三菱<br>UFJモルガン・スタンレー証券株<br>式会社) 入社<br>2016年9月 Uber Japan株式会社入社<br>2021年2月 Wolt Japan株式会社入社<br>2023年3月 同社代表取締役<br>2024年4月 newmo株式会社取締役 (現任)                                                                                                       | —              |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福武英明氏の所有する当社の株式数には、同氏が実質的に支配している会社が所有する当社の株式数も含めて記載しております。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項
- 谷村格氏、福武英明氏及び野地春菜氏は、社外取締役候補者であります。選任理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 谷村格氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての長年におわたる豊富な経験や専門的かつ幅広い優れた見識を有しており、引き続き当該見識を当社の経営体制の強化にいかしていただくためであります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年8ヶ月となります。
- (2) 福武英明氏を社外取締役候補者とした理由は、当社と異なる事業分野における豊富な経営経験を有し、社外の視点から意見を述べることで当社の経営の合理性・透明性を高めるとともに、幅広い知識と国際経験を活かして取締役の職務の執行を監督することが期待できる人材と判断したためである。

ります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

(3)野地春菜氏を社外取締役候補者とした理由は、当社と近い事業分野における豊富な経営経験を有し、国際的な視点や事業成長等の実績を踏まえた幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督することが期待できる人材と判断したためであります。

5. 当社は、谷村格氏及び福武英明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、野地春菜氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害等を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、谷村格氏及び福武英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、野地春菜氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

### 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式およびストック・オプション）の導入の件

当社の取締役の金銭報酬等の額は、2022年8月31日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内としてご承認いただいております。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額2億円の報酬枠とは別枠で当社の取締役（社外取締役を含みます。以下同じです。）に対する報酬等として、新たに株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付株式報酬（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）及びストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度に基づき当社の取締役に対して支給する本譲渡制限付株式については、上記の年額2億円の報酬枠とは別枠で総額を年額1億円以内とし、また、取締役に対して発行または処分される普通株式の総数は、年間50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じです。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

当社は、本制度に基づく本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は、上記の年額の上限の範囲内とすることに加えて、年間で取締役に支給される本譲渡制限付株式の発行済株式総数（2024年3月31日時点。以下同じです。）に占める割合は、1.10%とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与について相当であると判断しております。

本制度に基づき当社の取締役に対して付与する本新株予約権については、その上限個数を、年間で500個以内といたします。当社は、年間で付与される本新株予約権がすべて行使されることにより発行される当社普通株式の発行済株式総数に占める割合は、1.10%とその希釈化率は軽微であることから、本新株予約権の付与について相当であると判断しております。当社の取締役に対して付与する本新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。各新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに一般的に利用されている算定方法を用いて算定します。

本譲渡制限付株式及び本新株予約権の各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします（詳細は、本株主総会招集ご通知提供書面15頁参照）。なお、年間で取締役に割り当てる本譲渡制限株式の価額（本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額）と本新株予約権の公正価額の総額は、1億円以内といたします。

なお、当社の現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

## 1. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の具体的内容

### a. 取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び払込みに関する事項

本譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとしたたく存じます。

① 取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、当該取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

② 取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法

これにより発行または処分をされる当社普通株式の総数は、年間50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、各本譲渡制限付株式の割当てに係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各取締役への具体的な配分及び支給時期については、取締役会において決定することといたします。

### b. 取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と取締役との間で、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、2年以上で取締役会が定める期間、または、本割当株式の交付日から取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任もしくは退職（ただし、退任もしくは退職と同時にかかる地位のいずれかに就任もしくは再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 取締役が当社取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職したときは、死亡による退任もしくは退職または取締役会の決議によって正当と認めた場合を除き、当社が本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編などの承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編などの効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約に関するその他の事項については、当社取締役会において定める。

## 2. 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容

### a. 取締役に対して付与する新株予約権の上限数及び払込みに関する事項

定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、500個以内とします。

### b. 取締役に対して付与する新株予約権の概要

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

#### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- i. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- ii. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、そ

の金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、当社取締役会決議により決定する期間とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神または身体の故障により地位を喪失した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (7) 新株予約権の取得に関する事項
  - i. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ii. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) その他の新株予約権の募集事項  
その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

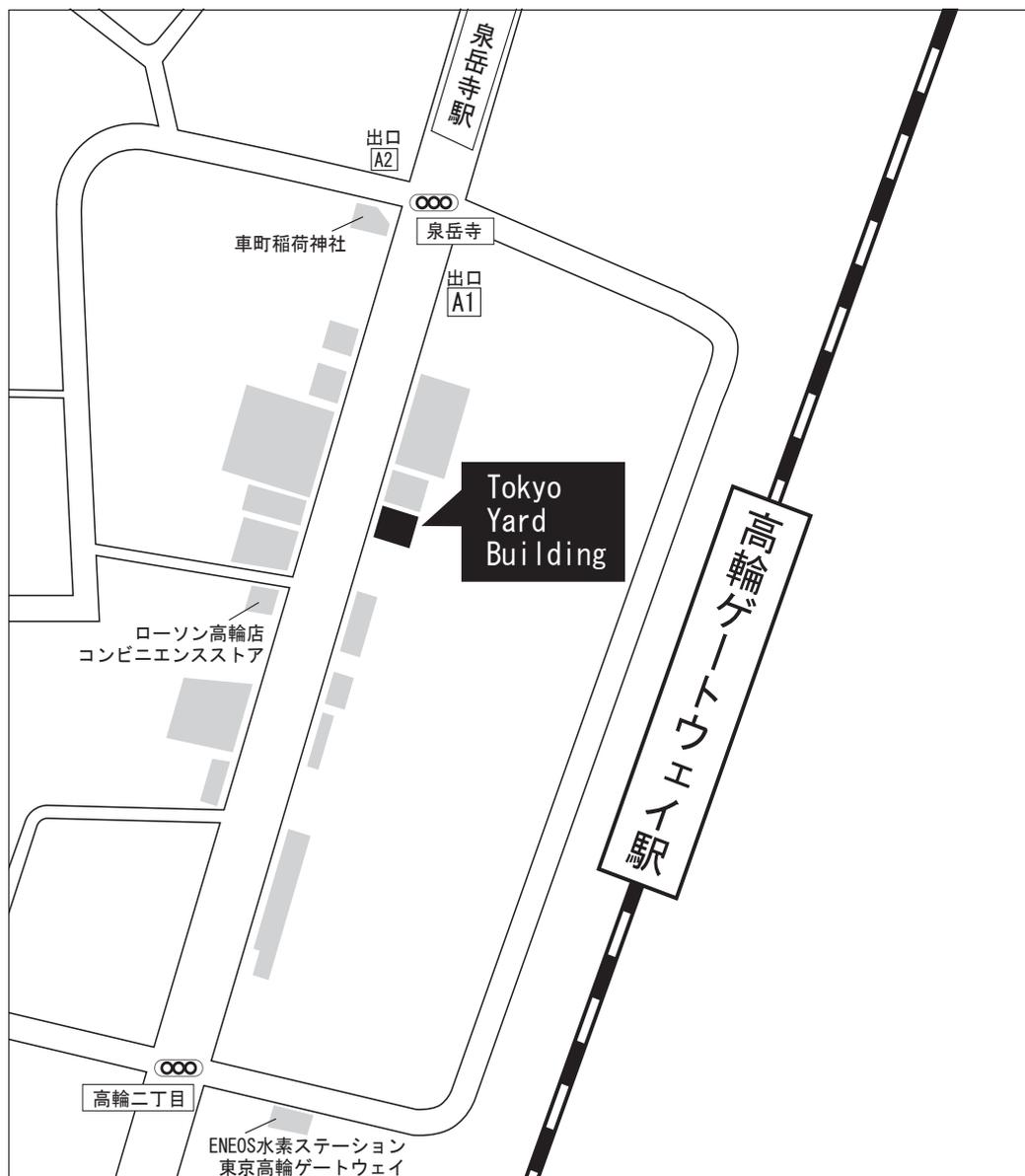
以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪二丁目21番42号

TokyoYard Building 6階

TEL 03-6778-4366



交通 JR 高輪ゲートウェイ駅 出口より徒歩約6分

都営地下鉄浅草線・京浜急行線 泉岳寺駅

A2出口より徒歩約3分

※泉岳寺駅A1出口は工事のため閉鎖しております。